

## 弥生株式会社 との契約内容の公表

株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）は、銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項に基づき、電子決済等代行業者である 弥生株式会社（以下「電子決済等代行業者」といいます。）との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表いたします。

### 1. 電子決済等代行業の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業者が提供するサービス（以下、本サービスという。）に関してお客さまに損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、お客さまに生じた損害を賠償又は補償いたします。
- (2) (1) の損害が当行の責めに帰すべき事由によるものであるときは、電子決済等代行業者はお客さまに賠償又は補償した損害を当行に求償することができます。また当該損害が双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、電子決済等代行業者は当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上双方で合意した額を求償することができます。
- (3) 当行は、銀行機能若しくは API に関してお客さまに生じた損害、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関してお客さまに生じた損害を賠償若しくは補償を行う場合があります。
- (4) (3) の損害が電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当行はお客さまに賠償又は補償した損害を電子決済等代行業者に求償することができます。また当該損害が双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当行は電子決済等代行業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上双方で合意した額を求償することができます。

### 2. 電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。
- (2) 電子決済等代行業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとします。
- (3) 電子決済等代行業者は、当行が定める基準にしたがったセキュリティを維持するものとします。
- (4) 当行は、電子決済等代行業者による利用者情報の取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、本 API 連携を停止またはスクレイピング接続の制限若しくは停止を請求することがあります。

### 3. 電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて銀行法第 2 条 17 項各号に掲げる行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得したお客さまに関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置ならびに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者（※）に対して利用者情報を提供する場合、電子決済等代行業者が当行に負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとします。
- (2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、セキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
- (3) 当行は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断する場合、必要に応じて本 API 連携を停止またはスクレイピング接続を制限若しくは停止を請求することがあります。

※ 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者をいいます。